

荷主との取引に関する調査票

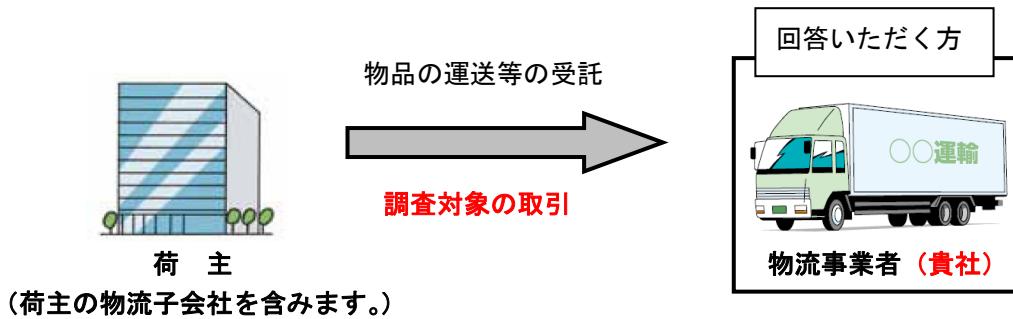
本調査は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に貴社が行った調査対象荷主との取引について、回答してください。調査対象となる取引は、以下のとおりです。

I 取引の内容

調査対象の「取引の内容」は、貴社が荷主から継続的^(注1)に受託している物品^(注2)の運送又は保管（以下「運送等」といいます。）です。

（注1） 「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注2） 「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や酸素・窒素等のガス状のもの等も含まれます。



II 調査対象荷主

調査対象荷主は、同封の「回答用紙」の1ページ目上方の赤線枠内に記載している事業者です。

なお、下記の場合には、設問に対する回答の必要はありませんので、それぞれの場合に応じた記入をした上で、回答用紙の御提出をお願いいたします。

【調査対象荷主と取引を行っていない場合】

調査対象期間において、当該事業者と物品の運送等に係る取引を行っていない場合には、「回答用紙」1ページ目の該当欄にチェックの上、「第1 貴社の概要等」のみを記入し、提出してください。

当該事業者と物品の運送等に係る取引を行っていた事業部門を他社に譲渡したり、会社分割をしたりした場合も、同様に記入し、提出してください。

【事業活動を終了している場合】

廃業・休眠、解散・清算等の理由により、事業活動を終了している場合には、「回答用紙」1ページ目の該当欄にチェックの上、提出してください。その他の項目に回答していただく必要はありません。

III 回答方法

※ 回答は、同封の「回答用紙」に記入し返信用封筒を用いて提出するか、エクセル形式又はPDF形式にて電子メールに添付して提出してください。

公正取引委員会ウェブサイトにも様式（エクセル形式）を掲載しています。

公正取引委員会ウェブサイト : <https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa1.html>
電子メールでの提出先 : logistics@tbrave.com (業務委託先。回答提出専用)

第1 貴社の概要等

1 同封の「回答用紙」の「1 貴社の概要」に必要事項を記入してください。

※ 「調査対象荷主への取引依存度（売上高ベース）」については、貴社の総売上高のうち、調査対象荷主に対する売上高が占める割合を記入してください。

2 貴社に親会社がある場合は、「2 貴社の親会社の概要」に親会社の概要を記入してください。

「親会社」とは、貴社の総株主の議決権の過半数を有する会社をいい、その業種は問いません。

第2 調査対象荷主との取引の状況

貴社が調査対象期間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）に調査対象荷主から受託した物品の運送等について、次ページ以降の各設問に回答してください。選択肢の中から回答を選ぶ際は、「回答用紙」の該当する選択肢を丸で囲むか、チェックを入れてください。

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取引について回答してください。

設問1－1 取引条件の設定について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、番号を選択してください。（複数回答可）

※ 下記②に該当した場合は、回答用紙において具体的な取引条件の番号を選択し、下記④に該当した場合は、具体的な取引条件を記入してください。

- ① 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ発注内容を定めている。
- ② 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ運賃・料金又は保管料の額を定めている（※回答用紙の②を選んだ上で、具体的な取引条件の番号を選択してください。）。
- ③ 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ支払期日を定めている。
- ④ 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、①～③以外の取引条件をあらかじめ定めている場合、その取引条件を記入してください（※回答用紙の④を選んだ上で、取引条件を具体的に記入してください。）。
- ⑤ 調査対象荷主から物品の運送等を発注された際、調査対象荷主は、①～④の取引条件等が記載された発注書面（一定期間内における物品の運送等を受託する際に締結する契約書等を含みます。）を交付している。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問1－2 インボイス制度について

※ 令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記URL）を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

ア 貴社は、以下のいずれに該当しますか。

- ① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である
- ② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった
- ③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった
- ④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である **⇒問2に進んでください。**

イ アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始に際し、調査対象荷主と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。

- ① 協議を行った
- ② 協議を行っていない

ウ アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始後の調査対象荷主との取引価格をどのように設定されましたか。

- ① インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた
- ② インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた
- ③ インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取引について回答してください。

設問2 運賃・料金又は保管料の額の決定について

ア 調査対象荷主は、労務費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の運賃・料金又は保管料への反映の必要性について、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置きましたか（貴社が協議を申し入れていたか否かは問いません。）。

- ① 協議することなく、据え置いた
- ② 協議の上、据え置いた
- ③ 協議の上、見直した（引き上げた）
- ④ 協議の上、見直した（引き下げた）
- ⑤ 協議中

イ 調査対象荷主は、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メールなど記録の残る方法で貴社に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置きましたか。

- ① 求めたところ、書面、電子メールなど記録の残る方法で回答することなく据え置いた（引き下げた場合を含む）
- ② 求めたところ、書面、電子メールなど記録の残る方法で回答の上、据え置いた（引き下げた場合を含む）
- ③ 求めたところ、引き上げた
- ④ 求めたことはない

ウ 調査対象荷主は、貴社に対して非化石エネルギー自動車※による運送を委託した場合に、貴社が当該運送業務に専ら用いる非化石エネルギー自動車導入のため、運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めたにもかかわらず、従来どおりの取引価格に据え置きましたか。

※ 電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車のことをいいます。

- ① 非化石エネルギー自動車による運送を受託したことはない
- ② 非化石エネルギー自動車による運送を受託したことはあるが、額の引上げを求めたことはない
- ③ 非化石エネルギー自動車による運送を受託して、額の引上げを求めたところ、協議を受けた
- ④ 非化石エネルギー自動車による運送を受託して、額の引上げを求めたが、協議に応じてもらはず据え置かれた（又は逆に引き下げられた）

エ 調査対象荷主は、前記アないしウのようなコスト上昇以外の状況に起因して、貴社との間で運賃・料金又は保管料の額を取り決める必要があった際に、下記のいずれかの方法で運賃・料金又は保管料の額を決定（改定を含みます。）したことがありましたか。（複数回答可）

- ① 調査対象荷主の予算を基準にして一方的に決定した
- ② 貴社以外の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料を貴社との取引価格として一方的に決定した
- ③ 従来の運賃・料金又は保管料の額を一律に一定率（又は一定額）引き下げて決定した
- ④ ①～③の事項のいずれにも該当するものはなかった

オ 調査対象荷主に運賃・料金又は保管料の引上げを申し入れた場合、その根拠として貴社が調査対象荷主に示した理由は何でしたか。(複数回答可)

- ① 労務費の上昇
- ② エネルギーコスト（電気・ガス・燃料価格等）の上昇
- ③ 車両やタイヤ等の設備に要する費用の上昇
- ④ その他（回答用紙の④を選んだ上で、理由を具体的に記入してください。）
- ⑤ 調査対象期間内に申し入れはしなかった（回答用紙の⑤を選んだ上で、理由を具体的に記入してください。）

カ (7) オで①を選択した場合、その引上げはどの程度認められましたか（労務費に対する引上げ分を他の費用に対する引上げ分と区分できない場合は、全体の程度で回答してください。）。

- ① 満額認められた
- ② おおむね認められた（求めた水準の半分超）
- ③ 一部認められた（求めた水準の半分以下）
- ④ 認められなかった（据え置かれた）
- ⑤ むしろ引き下げられた／取引を打ち切られた
- ⑥ 交渉中

(イ) (7)で②～⑤を選択した場合、満額の引上げが受け入れられない理由はどのようなものでしたか。(複数回答可)

- ① 自社（調査対象荷主）の予算の制約
- ② 最終需要者（消費者を含みます。）への転嫁が困難
- ③ 貴社より低い水準の運賃・料金又は保管料を提示する他の物流事業者の存在
- ④ 労務費の上昇を理由とした引上げの拒否
- ⑤ その他（回答欄に具体的に記入してください。）
- ⑥ 理由は特に告げられていない
- ⑦ 記録が残っていないため不明

キ (7) オで②を選択した場合、その引上げはどの程度認められましたか（エネルギーコストに対する引上げ分を他の費用に対する引上げ分と区分できない場合は、全体の程度で回答してください。）。

- ① 満額認められた
- ② おおむね認められた（求めた水準の半分超）
- ③ 一部認められた（求めた水準の半分以下）
- ④ 認められなかった（据え置かれた）
- ⑤ むしろ引き下げられた／取引を打ち切られた
- ⑥ 交渉中

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取引について回答してください。

(1) (7)で②～⑤を選択した場合、満額の引上げが受け入れられない理由はどのようなものでしたか。(複数回答可)

- ① 自社（調査対象荷主）の予算の制約
- ② 最終需要者（消費者を含みます。）への転嫁が困難
- ③ 貴社より低い水準の運賃・料金又は保管料を提示する他の物流事業者の存在
- ④ エネルギーコストの上昇を理由とした引上げの拒否
- ⑤ その他（回答欄に具体的に記入してください。）
- ⑥ 理由は特に告げられていない
- ⑦ 記録が残っていないため不明

ク (7) オで③を選択した場合、その引上げはどの程度認められましたか（車両やタイヤ等の設備に要する費用に対する引上げ分を他の費用に対する引上げ分と区分できない場合は、全体の程度で回答してください。）。

- ① 満額認められた
- ② おおむね認められた（求めた水準の半分超）
- ③ 一部認められた（求めた水準の半分以下）
- ④ 認められなかった（据え置かれた）
- ⑤ むしろ引き下げられた／取引を打ち切られた
- ⑥ 交渉中

(1) (7)で②～⑤を選択した場合、満額の引上げが受け入れられない理由はどのようなものでしたか。(複数回答可)

- ① 自社（調査対象荷主）の予算の制約
- ② 最終需要者（消費者を含みます。）への転嫁が困難
- ③ 貴社より低い水準の運賃・料金又は保管料を提示する他の物流事業者の存在
- ④ 車両やタイヤ等の設備に要する費用の上昇を理由とした引上げの拒否
- ⑤ その他（回答欄に具体的に記入してください。）
- ⑥ 理由は特に告げられていない
- ⑦ 記録が残っていないため不明

設問3 運賃・料金又は保管料の支払について

次の①～⑧のうち、該当する事項について、番号を選択してください。(複数回答可)

※ 下記④に該当した場合は、回答用紙に支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払ってもらえなかつた具体的な理由を、下記⑥又は⑦に該当した場合は、具体的な手形期間（一括決済方式又は電子記録債権の場合は手形の交付日から手形の満期までの期間に相当する決済期間）を記入してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。

- ① 調査対象荷主は、貴社との合意なしに、支払期日が金融機関の休業日だったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ② 調査対象荷主は、調査対象荷主の事務処理が遅れたとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ③ 調査対象荷主は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ④ 調査対象荷主は、①～③以外の理由で、貴社に責任がないにもかかわらず、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある(※回答用紙の④を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 調査対象荷主は、手形期間が2か月超4か月以内の手形等（一括決済方式及び電子記録債権を含みます。）で支払をしたことがある。
- ⑥ 調査対象荷主は、手形期間が4か月を超える手形で支払をしたことがある(※回答用紙の⑥を選んだ上で、手形期間を具体的に記入してください。)。
- ⑦ 調査対象荷主は、決済期間が4か月を超える一括決済方式又は電子記録債権で支払をしたことがある(※回答用紙の⑦を選んだ上で、決済期間を具体的に記入してください。)。
- ⑧ ①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかつた。

設問4 運賃・料金又は保管料の減額について

次の①～⑤のうち、該当する事項について、番号を選択してください。(複数回答可)

※ 下記①に該当した場合は、回答用紙に差し引かれた具体的な内容を記入してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。

- ① 調査対象荷主は、貴社に責任がないにもかかわらず、運賃・料金又は保管料の額から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがある（協力値引き、安全管理費、歩引き、協力金等、差し引かれた名目は問いません。）(※回答用紙の①を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。)。
- ② 調査対象荷主は、運賃・料金又は保管料の支払方法が手形払の場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、現金で支払うことを理由に運賃・料金又は保管料の額を減じて支払ったことがある。
- ③ 調査対象荷主は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を運賃・料金又は保管料の額から差し引いたことがある。
- ④ 調査対象荷主は、貴社と運賃・料金又は保管料の額の引下げに合意した際、既に発注済みのものにまで、引き下げた新しい運賃・料金又は保管料の額を適用したことがある。
- ⑤ ①～④の事項のいずれにも該当するものがなかつた。

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取引について回答してください。

設問5 物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、番号を選択してください。（複数回答可）

※ 下記①～⑤のいずれかに該当した場合は、回答用紙に要請された具体的な内容を記入してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。

- ① 調査対象荷主は、要請に応じないと取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取れるような方法により、貴社が事業遂行上必要としない物品（飲食料品、イベントのチケット等）の購入又はサービス（保険、リース等）の利用を要請してきたことがある（※回答用紙の①を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ② 調査対象荷主は、調査対象荷主の発注担当者など今後の取引に影響を及ぼす者を通じて、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の②を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ③ 調査対象荷主は、貴社に割り当てられた目標額・目標数量を示して、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の③を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ④ 調査対象荷主は、貴社が購入又は利用の意思がないと伝えたにもかかわらず、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を重ねて要請してきたことがある（※回答用紙の④を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ⑤ 調査対象荷主は、①～④以外の方法で、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請したことがある（※回答用紙の⑤を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問6 経済上の利益の提供要請について

次の①～⑧のうち、該当する事項について、番号を選択してください。(複数回答可)

※ 下記①、②又は④のいずれかに該当した場合は、回答用紙に要請された具体的な内容を記入してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。

- ① 調査対象荷主から、金銭（協力金や協定料等、その名目は問いません。）の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の①を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ② 調査対象荷主から、役務（当初の発注内容に含まれていない附帯作業（棚入れ、仕分け、ラベル貼り、横持ち等）、手伝い要員の派遣等（調査対象荷主の要請に応じるために貴社が雇用したアルバイト等を含みます。））の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の②を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ③ 調査対象荷主から、物品の運送等の継続的な取引に附帯して、輸入に係る通関業務も併せて受託した際に、同業務において発生する関税・消費税の支払を一時的に立て替えるよう要請され、その要請に応じたことがある。
- ④ 調査対象荷主から、①～③以外のその他の経済上の利益の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の④を選んだ上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ⑤ 調査対象荷主は、金銭の負担額及びその算出根拠、手伝い要員派遣の条件、関税・消費税の一時的立替払の条件等について事前に明確にしないで①～④のいずれかの要請をしてきたことがある。
- ⑥ 調査対象荷主は、金銭の提供、手伝い要員の派遣、関税・消費税の一時的立替払等による貴社の負担が、それによって貴社が得られる直接の利益※を上回る水準のものとなる①～④のいずれかの要請をしてきたことがある。
- ※ 直接の利益とは、貴社が金銭や手伝い要員の派遣等の経済上の利益を提供することにより、貴社の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、調査対象荷主との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。
- ⑦ 運送中の事故等により貨物に毀損が生じた場合、毀損のない貨物を含めて調査対象荷主から費用を負担させられたことがある。
- ⑧ ①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問7 発注内容の変更・やり直しについて

次の①～③のうち、該当する事項について、番号を選択してください。(複数回答可)

※ 下記①に該当した場合は、回答用紙に変更等された具体的な内容を記入してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問11の自由記入欄に記入し、提出してください。

- ① 調査対象荷主から発注内容を変更（発注を取り消す場合も含みます。）され、当初の発注内容と異なる運送等を行ったことや、当初の発注内容にない追加的な運送等を行ったことがある場合、貴社は、新たに生じたり、取消し前に生じたりしていた費用の全部又は一部を負担したことがある（※回答用紙の①を選択した上で、内容を具体的に記入してください。）。
- ② 出発時間について、調査対象荷主が指定していた又は双方で取り決めていたにもかかわらず、調査対象荷主の都合で積込み時間が遅れた場合に、調査対象荷主はその待ち時間について必要な費用を負担しなかったことがある。
- ③ ①又は②の事項に該当するものがなかった。

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取引について回答してください。

設問8 要求拒否に対する対応について

次の①又は②のうち、該当する事項について、番号を選択してください。

- ① 設問1－2から7に関して、調査対象荷主からの不当な要求（減額の要求や物品の購入等）を拒否したところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高を減らされたことがある。
- ② ①の事項に該当するものがなかった。

設問9 情報提供に対する対応について

次の①又は②のうち、該当する事項について、番号を選択してください。

- ① 設問1－2から8に関して、調査対象荷主から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高を減らされたことがある。
- ② ①の事項に該当するものがなかった。

設問10 発注窓口等について

調査対象荷主が貴社に物品の運送又は保管を発注する際の、調査対象荷主の側の発注担当部署及び貴社に対する具体的な委託内容を記入してください。

設問11 自由記入について

ここまで回答に対する補足説明がある場合には、回答用紙の自由記入欄に記入してください。

回答用紙とは別に「別紙」を作成し、それを御提出いただいても結構です（新たに「別紙」を作成した場合は、設問11の別紙である旨及び「整理番号」を必ず御記入ください。）。

設問12 調査対象荷主以外の荷主に係る情報提供

貴社が物品の運送等を受託するに際して、今回の調査対象荷主以外の荷主から本調査票の各設問に記載の行為を受けたことがあり、今後の調査対象に加えるべきと考える荷主があれば、その商号、本店所在地及び行為の態様を記載してください。

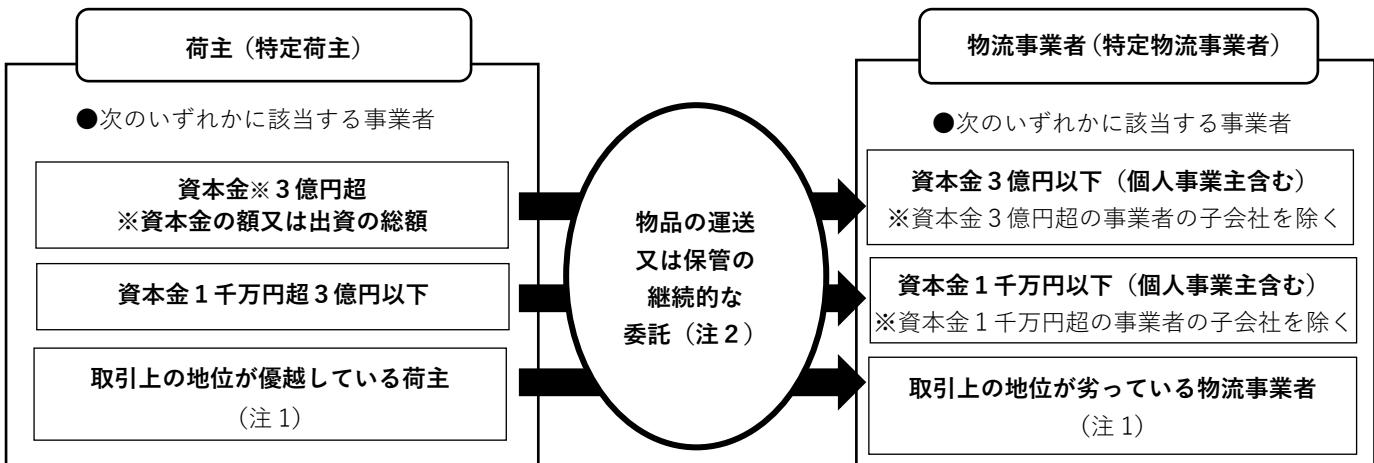
回答用紙とは別に「別紙」を作成し、それを御提出いただいても結構です（新たに「別紙」を作成した場合は、設問12の別紙である旨及び「整理番号」を必ず御記入ください。）。

設問は以上で終わりです。御回答ありがとうございました。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。

規制の対象となる取引



(注 1) 優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、
④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に勘案します。

(注 2) 下請法第2条第4項に規定する役務提供委託（事業者が業として行う運送又は保管の全部又は一部を他の事業者に委託すること）に該当する場合を除きます。

※ このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象とならないときに、物流特殊指定の規制対象となることがあります。

特定荷主の禁止行為

①代金の支払遅延 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと	④物の購入強制・役務の利用強制 正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること	⑦不当な給付内容の変更及びやり直し 運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直せることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること
②代金の減額 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること	⑤割引困難な手形の交付 支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること	⑧要求拒否に対する報復措置 ①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したこと理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること
③買いたたき 特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること	⑥不当な経済上の利益の提供要請 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること	⑨情報提供に対する報復措置 公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



物価上昇に負けない賃上げを実現するために、価格交渉において本指針を是非御活用ください。